

お知らせ

11月のB&G健康運動教室

ステップエアロビクス 2日(金)、16日(金) 14:00~15:00
かんたんエアロビクス 9日(金)、30日(金) 14:00~15:00
保険については、各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

【問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

平成20年度保育所入所申込受付

平成20年4月1日から新たに保育所への入所を希望される方の申し込みを受け付けます。希望者は申込書に必要書類を添付のうえお申し込みください。

なお、今回の申し込みは書類の受付のみ実施し、入所児童の面接などは後日行います。

すでに入所しており小学校就学時までの入所承諾を受けている方は申し込みの必要はありません。

受付日	場所	時間	対象者
11月12日(月) ~16日(金)	保健福祉課	8:30~17:30	20年4月から新たに保育所入所を希望する方
	岩和田保育所 御宿保育所	7:30~17:30	
11月17日(土)	岩和田保育所 御宿保育所	7:30~11:30	

【入所資格】生後6か月以上の「日中家庭において保育する人」のいない児童

【必要書類】入所申込書

(保健福祉課又は各保育所に用意してありますが、町のHPからもダウンロードができます。)

保育に欠けることを証する書類

(例 勤務証明書、母子手帳の写し、身体障害者手帳の写し、医師の診断書の写しなど)

【選考方法】基準に基づき、家庭保育の困難な児童から順に定員の範囲内で決定します。

【問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6717

11月の心配ごと相談

【開催日】2日(金)(一般・児童・行政・障害者相談)
22日(木)(一般・人権相談)

【場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成19年10月25日 NO.491

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

12100

お知らせ

平成20年度放課後児童クラブ 入会児童を募集します

共働き世帯などの児童が、放課後過ごす場として、御宿児童館内で放課後児童クラブを実施しています。

平成20年4月から入会する児童を募集しますので、入会を希望される方はお申し込みください。なお、今回の申し込みは書類の受付のみ実施し、入会児童の面接などは後日行います。

【申込期間】11月12日(月)~16日(金)

(現在入会中の児童も申し込みが必要です。)

【入会資格】

次のどちらにも該当する方

町内に住所を有する小学1~3年生(20年4月1日現在)
保護者(同居の家族も含む)が仕事などで、放課後家庭にいない児童

【事業概要】授業終了後の生活の場として、指導員や他児童と遊びなどを行う

【費用】月額5,000円(8月は7,000円)

【必要書類】入会申込書(保健福祉課に用意してありますが、町のHPからもダウンロードができます。)

保護者の勤務等を証する書類

【選考方法】基準に基づき、家庭保育の困難な児童から順に定員(25人)の範囲内で決定します。

【申込 問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6717

狩猟が始まります

11月15日(木)から平成20年2月15日(金)まで狩猟が解禁となります。今年度よりニホンジカの狩猟(網猟・わな猟・銃猟)も一定の規制を設けて解禁されます。

ハイキングや農作業など野外で活動する場合は、ハンターから確認しやすいよう目立つ衣類を着用したり、ラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行きましょう。

【問い合わせ】千葉県自然保護課 TEL 043-223-2972

お知らせ

平成19年秋季全国火災予防運動

【実施期間】11月9日(金)~15日(木)

「火は見てる あなたが離れる その時を」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対にやめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

千葉県の最低賃金が 706円に改正されました

千葉県内の事業所で働くすべての労働者(パート・アルバイト等を含む)及びその使用者に適用される地域別最低賃金が、10月19日から時間額706円(従来は687円)になりました。詳しくは、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ】千葉労働局労働基準部賃金室

TEL 043-221-2328

24時間テレホンサービス 043-221-4700

(URL) http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp

津波標識設置のお知らせ

千葉県では、県内の沿岸一帯に津波高を表示した津波標識を設置しました。

この標識は、約300年前に甚大な被害をもたらした元禄地震の津波被害を教訓として、同規模の地震を想定したシミュレーション結果をもとに作成しています。

御宿町内では以下の5箇所に設置しましたので、いざという時のために避難路や避難場所の確認等を行いましょ

【設置箇所】須賀多目的広場、月の沙漠記念館前、

堺川生活廃水処理施設前、中央海岸駐車場、

浜海岸駐車場

【問い合わせ】夷隅地域整備センター 建設課 TEL 62-3311

お知らせ

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。動物を飼う方は、次のことに注意して、動物を適正に飼いましょう。犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。動物には飼い主がわかるよう名札などを付けましょう。犬には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ずつけなければなりません。犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。猫は屋内で飼いましょう。屋外で飼うと近隣の方等に迷惑をかけた。交通事故や病気にかかるなどの危険があります。飼い主がわからない犬や猫には、むやみに餌を与えないようにしましょう。サル、ヘビ、ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合には、直ちに保健所、警察へ通報してください。動物を飼えなくなった場合は、捨てたりせずに新しい飼い主を探してください。動物を捨てることは、動物が不幸になるばかりでなく、人への危害や自然環境に悪影響を及ぼすなど大きな問題となります。

上記の内容は、法令等で義務づけられているものもあり、違反した場合には罰金等が科せられることがあります。

【問い合わせ】夷隅健康福祉センター(夷隅保健所)
健康生活支援課 TEL 73- 0145

標準営業約款制度 [Sマーク] をご存知ですか



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

【問い合わせ】(財)千葉県生活衛生営業指導センター
TEL 043- 307- 8272

お知らせ

交通遺児育成基金について

交通遺児(満13歳未満)が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入すると(財)交通遺児育成基金が、この拠出金に国や民間団体からの援助金を加えて安全・確実に運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金を給付するものです。

【拠出金】

損害賠償金などの中から、加入年齢に応じて以下の金額を基金に払い込みます。(加入時)

0~4歳	5歳	6歳	7~8歳	9歳
700万円	665万円	630万円	595万円	560万円
10歳	11歳	12歳~ 12歳6ヶ月未満	12歳6ヶ月~ 13歳未満	
525万円	485万円	455万円	430万円	

【育成給付金】

加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じた以下の月額育成給付金が3ヶ月ごとにまとめて支給されます。(月額)

0~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~18歳
32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円

【給付金総額】

最終的に受け取る育成給付金の総額は、加入した時の年齢によって異なりますが、おおよそ以下の金額になります。

加入時年齢	受取総額
0~2歳	1,070万円~990万円
3~5歳	950万円~870万円
6~8歳	840万円~740万円
9~10歳	690万円~640万円
11~12歳	580万円~500万円

育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。

【その他給付】

加入者が満6歳、満12歳及び満15歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ3万5千円を給付します。さらに、満19歳に達し、給付が完了するときに、完了給付金2万円を支給します。

【問い合わせ】(財)交通遺児育成基金
フリーダイヤル0120-16-3611 (TEL 03-5212-4511)
(URL) <http://www.kotsuiji.or.jp>

おんじゅく歩こう会の開催について

【期日】11月18日(日) (集合9:00 出発9:30)
【コース】御宿町内 約9Km (コースマップについては配布済み)
【集合場所】公民館 (当日受付可能)
【問い合わせ】公民館 TEL 68-2947

お知らせ

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

【改正の主な内容】

- 保護命令制度の拡充
- 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - 2 電話等を禁止する保護命令
- 面会の要求
行動の監視に関する事項を告げること等
著しく粗野・乱暴な言動
無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
夜間(午後10時~午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
名誉を害する事項を告げること等
性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令
- 市町村基本計画の策定の努力義務
配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- 1 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
 - 2 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記
- 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

【問い合わせ】千葉県総合企画部男女共同参画課
TEL 043-223-2376

募集

いすみ鉄道ウォークラリー大会参加者募集

【期日】11月18日(日) 小雨決行
【費用】1人400円(小学生までは200円)
【集合時間】8:20(受付、ルール説明後、9:10に順次スタート)
【定員】150名(30チーム(1チーム2~6名)) 申込先着順
【応募方法】役場4階企画財政課窓口においてある申込用紙に必要事項を記入のうえ、11月9日(金)までに企画財政課へ直接又はFAXでお申し込み下さい。(Eメール可)
小学生だけのチームは、大人が1名付き添って参加して下さい。
【応募先・問い合わせ】
企画財政課 TEL 68-2512 FAX 68-2913
メール m-isi@town-onjuku.jp